

平成17年度 事務事業評価表					
(様式1)					
記入年月日	平成17年4月21日		記入者	内線	5163
部名	管理部	課名	学務課	課長名	高橋 哲
事務事業名	要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業(国庫補助分)				
予算上の事務事業名	要保護及び準要保護児童生徒就学援助費(国庫補助分)				
1 総合計画における位置づけ	施策コード		14120		
基本目標	「学びあいあたたかさのある福祉文化都市」をめざして				
政策名	第4章 人間性豊かな子どもを育成します				
基本施策名	第1節 ゆとりある学校教育の創造				事業開始年度
施策名	第2施策 小・中学校教育の充実				昭和63年以前 ▼
2 実施根拠及び関連法令・条例等					
学校教育法・相模原市就学奨励規則・相模原市就学奨励金交付事務処理要綱・相模原市就学奨励金交付認定基準					
3 個別計画の概要			概要		
計画名					
計画年次	年度～	年度			
4 事業形態の区分 助成(給付・補助・貸付) ▼					
5 事業概要					
(1) 事業の目的(何のために行うのかまたはもたらしたい成果)			(2) 対象(誰、何)		
経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、学用品費等の奨励金を交付することによって、義務教育の就学を奨励することを目的としている。			市内に住所を有し、市立小中学校に在学する児童生徒の保護者で要保護者及び準要保護者。 要保護者は修学旅行及び医療費のみ対象。		
(3) 平成16年度事業の内容(活動)・・・いつ、どのような方法で実施した内容(活動)なのか。					
【実施方法】 経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対し、年3回(8月中旬・12月末・3月末)学用品費等の援助を行った。 【交付費目】 学用品通学用品費、新入学児童生徒学用品費、学校給食費、校外活動費、修学旅行費、通学費、医療費 【平成16年度実績】 認定者数・・・小学校3,677人 中学校1,610人 合計5,287人					
6 関連・類似事業や他市の状況					
学校教育法第25条及び第40条の規定により、市町村は就学困難な児童生徒に対して必要な援助を与えなければならないため、全ての自治体において本事業を実施している。					
7 事業費の推移 [単位:千円]					
年度	平成14年度(決算)	平成15年度(決算)	平成16年度(決算見込)	平成17年度(予算)	平成18年度(見込)
事業費	228,861	275,436	308,004	347,243	382,400
一般財源	170,527	216,092	247,286	345,037	380,000
受益者負担金	0	0	0	0	0
その他の特定財源	58,334	59,344	60,718	2,206	2,400
人件費の合計	17,127	16,359	16,533	16,533	16,533
事業コスト合計(a)	245,988	291,795	324,537	363,776	398,933
8 事業効率・・・(複数の事業で構成されている場合は、その中の主たる事業)					
主たる事業名	要保護及び準要保護児童生徒就学援助事業			対象名称(単位)	認定者数(人)
年度	平成14年度(決算)	平成15年度(決算)	平成16年度(決算見込)	平成17年度(予算)	平成18年度(見込)
事業コスト(主たる事業)	245,988	291,795	324,537	363,776	398,933
対象数	3,920	4,697	5,287	5,896	6,500
単位あたり経費(円)	62,752	62,124	61,384	61,699	61,374
前年度比		0.99	0.99	1.01	0.99

9 活動指標・・・実施した内容（活動）の数値化					
指標名 (単位)	認定者数(人)	指標式と指標の説明		認定者数	
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度(目標)
実績	3,920.0	4,697.0	5,287.0		
目標	0.0	0.0	0.0	5,896.0	6,500.0
目標達成度					
10 成果指標・・・対象と意図の達成度を表す指標					
指標名 (単位)	援助率(%)	指標式と指標の説明		全児童生徒数に占める就学援助対象者の割合	
	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度(目標)
実績	7.7	9.2	10.4		
目標	0.0	0.0	0.0	11.5	12.6
目標達成度					
11 個別評価					
(1) 妥当性の評価 【A：妥当である・B：妥当性に課題がある・C：妥当でない】					
A	<input checked="" type="checkbox"/>	法令等により実施することが義務付けられている。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	法令等に定められた市の責務を具体化して実施する事業である。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	公益性が高い、または必需性が高い事業である。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	将来にわたって、市民のニーズや行政需要がある。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	税金を投入して実施するにふさわしい事業であり、市民にも説明できる。			
(2) 有効性の評価 【A：有効である・B：有効性を高める余地がある・C：有効でない】					
A	<input checked="" type="checkbox"/>	上位施策の目的を達成するために大きく貢献している。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	課題等の解決や市民生活に大きく貢献している。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	成果指標の実績値とその推移から見て、期待されるような成果をもたらしている。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	事業の対象範囲は適切であり、対象は事業を実施したことによる効果を楽しんでいる。			
(3) 効率性の評価 【効率が良い・B：効率性を高める余地がある・C：効率が悪い】					
A	<input checked="" type="checkbox"/>	単位あたりの経費は適正である。			
	<input type="checkbox"/>	これ以上コスト節減の余地がない。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	受益者負担や補助等の割合に問題はない。			
	<input checked="" type="checkbox"/>	事業の実施方法や実施体制は適正である。			
(4) 民間活力の導入の可能性 【有・無】					
	<input type="checkbox"/>	業務の一部または全部について、民間で実施する方が経費の節減に繋がる。			
	<input type="checkbox"/>	業務の一部または全部について、民間で実施する方が技術・知識面で優れている。			
	<input type="checkbox"/>	業務の一部または全部について、民間で実施する方がサービス面で優れている。			
	<input type="checkbox"/>	民間では実施していない、または市が実施する方が優れている。			
12 総合評価					
(1) 自動判定結果					
	[]	良好な状態を維持する事業			
	[]	概ね良好な状況である事業			
	[]	見直しを行う必要がある事業			
	[]	抜本的な見直し、休止、廃止を検討すべき事業			
(2) 担当課の課長による評価(今後の方向性)			(3) 課長の評価に関する説明		
見直し	<input type="checkbox"/>	拡充・充実		三位一体の改革に伴い、平成17年度から準要保護に対する国庫補助金が一般財源化されたため、事業の見直しを検討する必要がある。	
	<input type="checkbox"/>	現状維持			
	<input checked="" type="checkbox"/>	見直し			
	<input type="checkbox"/>	廃止			
13 成果の向上及び効率性を高めるための方策			14 課題として認識されたこと		
案内チラシや広報により制度の周知徹底を図り、経済的理由により就学困難な児童生徒の保護者が安心して義務教育を受けられるような環境づくりを促進する。			学校教育法の規定に基づいた事業であり、実施については市町村が責務を負うが、国庫補助金が一般財源化されたため、他市の動向等を見極めながら見直しを図る。		
15 二次評価					
(1) 行政評価会議による評価(今後の方向性)			(2) 二次評価コメント		
見直し	<input type="checkbox"/>	拡充・充実		担当課の課長による評価(今後の方向性)のとおり、見直しを進める。	
	<input type="checkbox"/>	現状維持			
	<input checked="" type="checkbox"/>	見直し			
	<input type="checkbox"/>	廃止			